

第三期特定健康診査等実施計画

エヌ・ティ・ティ健康保険組合

平成 30 年 4 月 1 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病状況（呼吸器、循環器、悪性新生物） ・ 総医療費の中でこれらの疾病がTOP3 ・ 食事、喫煙、運動、睡眠、飲酒等の生活習慣に起因する疾病も多い ・ 悪性新生物は消化器・乳房・呼吸器の順に多い 	<p style="text-align: center;">➔</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康状態の把握・アクション、②健康増進活動支援、③健康意識・リテラシーの向上に対する会社と一体となった取り組みを継続強化 ・ 早期発見の基礎となる特定健診・特定保健指導の推進
No.2	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病 ・ 生活習慣病の医療費割合は減少傾向であるが、受診割合は増加傾向 ・ 生活習慣病は40歳から増加するが、40歳未満にも存在し、罹患率は増加傾向 ・ 重症化して人工透析となった場合の医療費は甚大、更に増加傾向 ・ 問診結果から栄養・喫煙・運動習慣・睡眠・飲酒とも国の目標値を下回る一方、生活習慣を改善したいと考える人は増加 	<p style="text-align: center;">➔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳未満の要治療者に対する早期受診の勧奨を開始 ・ 新たに生活習慣病重症化予防（治療服薬中断者等）について取り組みを強化（実態の把握、ICTを活用した遠隔指導の導入検討） ・ 健康増進活動支援、意識・リテラシー向上施策として、スマホアプリをベースとした歩数インセンティブを付与、生活習慣レコメンド・シミュレーション等のパッケージ提供（会社と連携）
No.3	<ul style="list-style-type: none"> ● メンタルヘルス ・ 他健保に比して、全年齢層において受診率が高い ・ 特に被扶養者の20代後半から30代の差が顕著 	<p style="text-align: center;">➔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社と連携した総合相談窓口の設置
No.4	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診 ・ 国の目標値に未達 ・ 被保険者（社員）は定期健康診断で受診しているものの、健診結果が健保側に流通していないものが存在 ・ 被扶養者（家族）は通院ドックの自己負担免除施策により向上するも停滞傾向 ・ 特定健診結果が届かないため、特定保健指導や早期受診勧奨などのアクションを取れない人が存在 	<p style="text-align: center;">➔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果流通に不備があり、結果が正しく把握できないボトルネックの解消を図る ・ 被扶養者に対しては特定健診の受診者に対する新たなインセンティブ付与により実施促進
No.5	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定保健指導 ・ 国の目標値に未達 ・ 被保険者（社員）の完了率が低迷、被扶養者（家族）の完了率は更に低い ・ 健康管理センタの稼働逼迫エリアでの実施率が低迷（首都圏・北海道・近畿） 	<p style="text-align: center;">➔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期制度改正を踏まえた取り組み強化 ・ ICTの積極活用等について、健康管理センタおよび被扶養者向け特定保健指導実施機関と調整 ・ 被扶養者向けの特定保健指導のICT・訪問型トライアルの効果測定と本格実施
No.6	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェネリック医薬品使用促進 ・ 国の目標値に未達 ・ 使用率の上昇傾向の停滞 ・ 一定割合の利用拒否者の存在 	<p style="text-align: center;">➔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 季刊誌等による啓蒙活動の継続 ・ 利用拒否者に対する利用促進の実施
No.7	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人当たり医療費の増加 ・ 2016年度は2013年度比プラス5.7% ・ 平均年齢の微増に伴う一人当たり医療費の上昇圧力 	<p style="text-align: center;">➔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所と一体となった健康経営の推進 ・ 加入者の健康リテラシーの向上

基本的な考え方
<p>NTT健康保険組合では、「健康状況のチェック（早期発見）」と「生活習慣病の予防」の加入者自身でコントロールが可能な2つのことを重点的に取り組み、加入者の健康保持・増進に向けた支援を行っている。</p> <p>「健康状況のチェック（早期発見）」と「生活習慣病の予防」の基礎となる特定健診および特定保健指導の推進が当健保組合においても急務と考える。</p> <p>本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健診及び特定保健指導の実施並びにその結果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。</p> <p>なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、平成30年度からの6年間を第3期として「特定健康診査等実施計画」を定めることとする。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健康診査（被保険者）

対応する健康課題番号 No.4, No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	・事業主における労働安全衛生法に基づく定期健康診断を活用
体制	-

事業目標

【目的】
 ・メタボ該当者・予備軍の抽出および早期対応。
 【概要】
 ・40歳以上の被保険者に対するメタボに関する健康診断。事業主が行う健康診断の結果を健保組合に報告してもらうことで実施に代える。

評価指標	アウトカム指標						
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
翌年6月までの健診結果受療率	93.9%	95.1%	96.3%	97.6%	98.8%	100%	
評価指標	アウトプット指標						
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
受診率	94.0%	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	100.0%	

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・低実施率の事業所への個別アプローチの実施・健診結果の遅滞医療機関の抽出および個別対応（ボトルネックの解消）	・低実施率の事業所への個別アプローチの実施・健診結果の遅滞医療機関の抽出および個別対応（ボトルネックの解消）	・低実施率の事業所への個別アプローチの実施・健診結果の遅滞医療機関の抽出および個別対応（ボトルネックの解消）
H33年度	H34年度	H35年度
・低実施率の事業所への個別アプローチの実施・健診結果の遅滞医療機関の抽出および個別対応（ボトルネックの解消）	・低実施率の事業所への個別アプローチの実施・健診結果の遅滞医療機関の抽出および個別対応（ボトルネックの解消）	・低実施率の事業所への個別アプローチの実施・健診結果の遅滞医療機関の抽出および個別対応（ボトルネックの解消）

2 事業名 特定健康診査（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.4, No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	集合契約の活用
体制	集合契約の活用

事業目標

【目的】
 ・メタボ該当者・予備軍の抽出および早期対応
 【概要】
 ・40歳以上の被扶養者に対するメタボに関する健康診断。受診券を自宅に送付し、健診機関において特定健診を受診してもらう。

評価指標	アウトカム指標						
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
翌年6月までの健診結果受療率	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100%	
評価指標	アウトプット指標						
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
受診率	61.9%	63.9%	66.0%	68.0%	70.1%	72.1%	

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・受診者インセンティブの設定・電話、ハガキにより未実施者への勧奨	・受診者インセンティブの継続と効果検証および施策のリファイン・電話、ハガキにより未実施者への勧奨	・受診者インセンティブの効果検証・新たな利用促進施策の実施・電話、ハガキにより未実施者への勧奨
H33年度	H34年度	H35年度
・新たな利用促進施策の継続と効果検証および施策のリファイン・電話、ハガキにより未実施者への勧奨	・受診者インセンティブの効果検証・新たな利用促進施策の実施・電話、ハガキにより未実施者への勧奨	・新たな利用促進施策の継続と効果検証および施策のリファイン・電話、ハガキにより未実施者への勧奨

3 事業名 特定保健指導（被保険者）

対応する健康課題番号 No.5, No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	・一部事業主が保有する健康管理センタによる実施 ・集合契約の活用
体制	-

事業目標

【目的】	・メタボ該当者・予備軍の生活習慣改善。						
【概要】	・40歳以上被保険者のメタボ該当者・予備軍に対する生活習慣に関する保健指導。利用券を事業主経由で対象者に配付し、健康管理センタ等で特定保健指導を受けてもらう。						
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	特定保健指導対象者率	19.5%	18.5%	17.5%	16.5%	15.5%	14.5%
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
実施率	25%	31%	37%	43%	49%	55%	

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・事業主との連携強化・上長ツールの見直し・事業所訪問型・ICT型保健指導トライアル実施	・事業主との連携強化・事業所訪問型・ICT型保健指導の効果検証および本格実施	・事業主との連携強化・事業所訪問型・ICT型保健指導の効果検証および本格実施
H33年度	H34年度	H35年度
・事業主との連携強化・事業所訪問型・ICT型保健指導の効果検証および本格実施	・事業主との連携強化・事業所訪問型・ICT型保健指導の効果検証および本格実施	・事業主との連携強化・事業所訪問型・ICT型保健指導の効果検証および本格実施

4 事業名 特定保健指導（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.5, No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	・集合契約の活用
体制	・集合契約の活用

事業目標

【目的】	・メタボ該当者・予備軍の生活習慣改善。						
【概要】	・40歳以上被扶養者のメタボ該当者・予備軍に対する生活習慣に関する保健指導。利用券を自宅に送付し、保健指導実施機関において特定保健指導を受けてもらう。						
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	特定保健指導対象者率	8.1%	7.9%	7.6%	7.3%	7.0%	6.7%
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
実施率	20%	27%	34%	41%	48%	55%	

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・セット券送付による健診当日の初回面接の促進・平成29年度実施のICT・訪問型保健指導のトライアルの効果検証・ICT・訪問型保健指導の本格実施・電話による初回面接実施への誘導	・前年度施策の各種施策の効果検証・新たな実施促進施策の実施・電話による初回面接実施への誘導	・前年度施策の各種施策の効果検証・新たな実施促進施策の継続と効果検証および施策のリファイン・電話による初回面接実施への誘導
H33年度	H34年度	H35年度
・前年度施策の各種施策の効果検証・新たな実施促進施策の継続と効果検証および施策のリファイン・電話による初回面接実施への誘導	・前年度施策の各種施策の効果検証・新たな実施促進施策の継続と効果検証および施策のリファイン・電話による初回面接実施への誘導	・前年度施策の各種施策の効果検証・新たな実施促進施策の継続と効果検証および施策のリファイン・電話による初回面接実施への誘導

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	187,671 / 229,801 = 81.7 %	185,703 / 222,844 = 83.3 %	183,722 / 216,144 = 85.0 %	181,732 / 209,690 = 86.7 %	179,734 / 203,472 = 88.3 %	177,732 / 197,479 = 90.0 %
		被保険者	143,542 / 151,097 = 95.0 %	142,152 / 148,075 = 96.0 %	139,309 / 145,113 = 96.0 %	137,945 / 142,211 = 97.0 %	135,186 / 139,367 = 97.0 %	133,848 / 136,580 = 98.0 %
		被扶養者 ※3	48,681 / 78,704 = 61.9 %	47,779 / 74,769 = 63.9 %	46,846 / 71,031 = 66.0 %	45,886 / 67,479 = 68.0 %	44,905 / 64,105 = 70.0 %	43,908 / 60,900 = 72.1 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	8,597 / 35,240 = 24.4 %	10,640 / 34,862 = 30.5 %	12,518 / 34,166 = 36.6 %	14,448 / 33,788 = 42.8 %	16,183 / 33,107 = 48.9 %	18,002 / 32,731 = 55.0 %
		動機付け支援	3,705 / 19,831 = 18.7 %	4,607 / 15,234 = 30.2 %	5,439 / 14,931 = 36.4 %	6,289 / 14,754 = 42.6 %	7,056 / 14,455 = 48.8 %	7,854 / 14,279 = 55.0 %
		積極的支援	4,892 / 19,831 = 24.7 %	6,033 / 19,628 = 30.7 %	7,079 / 19,236 = 36.8 %	8,160 / 19,034 = 42.9 %	9,127 / 18,651 = 48.9 %	10,149 / 18,452 = 55.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
<p><個人情報の保護></p> <p>特定健診および特定保健指導の実施にあたり、「エヌ・ティ・ティ健康保険組合 社員等個人情報保護方針」を遵守する。当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、事業によって知り得た情報を外部に漏らしてならない。</p> <p>当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとする。</p> <p><健診データの受領・保管方法></p> <p>特定健診等の健診データについて、集合契約における健診データは、契約機関から代行機関を通じて電子データを受領する。</p> <p>事業主における特定健診に相当する健診データ及び個別契約における特定保健指導の利用データは、予め各事業主との契約締結内容に応じて、各事業主が保管するデータを受領する。なお、当健保組合において保管する電子データは、健康保険組合連合会が提供する「共同情報処理システム」を利用して保管し、保管年数は5年とする。</p>

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画の周知は、ホームページに掲載することとする。

その他
<p><特定健診等実施計画の評価及び見直し></p> <p>本計画については、目標とかけ離れた場合やその他必要がある場合に、見直しを行うこととする。</p>